

高知市子ども・子育て支援会議運営要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、高知市子ども・子育て支援会議条例（平成25年条例第54号）第8条の規定に基づき、高知市子ども・子育て支援会議（以下「支援会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（代理人の出席）

第2条 会長は、委員が会議に出席できない場合であつて、当該委員からあらかじめ申し出があつたときは、代理人の出席を認めることができる。

2 代理人は、会議に出席し、発言することができる。

（雑則）

第3条 この要領に定めるもののほか、支援会議の運営に関し必要な事項は、会長が支援会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成25年 月 日から施行する。